

契

令 4 監 理 第 1 5 3 号
令 和 4 年 (2022年) 6 月 3 日

関係建設業団体の長 様

山口県土木建築部長



建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について (通知)

このことについて、基準の一部改正をしたのでお知らせします。

改正後の本文については、山口県土木建築部監理課のホームページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/126/23463.html>) に掲載しています。

なお、改正後の基準は、令和4年6月3日から施行することとし、施行後に行われた不正行為等に対しては、改正後の基準による監督処分を行うこととなります。

【改正の理由】

自然災害の激甚化・頻発化により、不適切な盛土等による土砂災害リスクが増加しているところ、廃棄物混じり盛土の発生を防止するため、建設業者による廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 違反への対応を厳格化

**P.6 イ 建設工事の施行等に関する法令違反 に掲げてある項目のうち、
(ウ) 廃棄物処理法違反
が、新設されました。**

監理課 建設業班
TEL 083-933-3629
FAX 083-925-8862